

改正

平成15年3月31日条例第26号
平成17年3月31日条例第19号
平成17年6月27日条例第35号
平成17年12月26日条例第58号
平成19年3月30日条例第15号
平成19年7月6日条例第29号
平成20年3月31日条例第13号
平成21年3月30日条例第19号
平成22年10月1日条例第24号
平成24年3月30日条例第31号
平成25年3月29日条例第24号
平成30年3月30日条例第17号

多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 地区整備計画区域（当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区（以下「計画地区」という。）とする。）における建築物の用途の制限は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イの欄に掲げるところによる。

(容積率)

第4条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウの欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。

3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

(建蔽率)

第5条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エの欄に掲げる数値以下でなければならない。

(敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オの欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項

の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地は、この限りでない。

- (1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地
 - (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
- 3 第1項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利の目的となっている土地で、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分をされて、新たに建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。
- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業
 - (2) 土地区画整理法による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）
 - (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）
 - (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）
 - (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）
- 5 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。
- (1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
 - (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地
(壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線、隣地境界線又は敷地境界線までの距離は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カの欄に掲げるものとしなければならない。

2 前項の規定は、別表第2カの欄に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）がそれぞれ同欄の適用除外の建築物等に掲げるものに該当する場合には、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。

（建築物の高さの最高限度又は最低限度）

第8条 建築物の高さは、次に定めるところによる。

- (1) 建築物の高さ及び軒の高さの最高限度の数値は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表キの欄に掲げる数値とする。
- (2) 建築物の高さの最低限度の数値は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表クの

欄に掲げる数値とする。

2 前項の建築物の高さの算定については、別表第2に特別の定めがある場合を除き、次に定めるところによる。

(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
(建築物等の形態又は意匠の制限)

第9条 建築物の屋根、外壁の形態又は意匠は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ケの欄に掲げるものとしなければならない。

(垣又は柵の構造の制限)

第10条 垣又は柵の構造は、別表第2アの欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表コの欄に掲げるものとしなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第11条 建築物の敷地が当該地区整備計画区域の内外にわたる場合における第3条、第6条及び第9条の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用する。

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第3条、第6条及び第9条の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る規定を適用する。

3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第4条又は第5条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項の規定による容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建蔽率の限度とみなして、法第52条第7項又は法第53条第2項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第7条、第8条及び第10条の規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第12条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物については、第4条第1項、第5条又は第7条第1項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項の規定により第3条又は第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条又は第4条第1項の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物のうち、当該建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合において当該敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するものについて、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え又は同一用途の建替えを行うときは、第3条の規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第14条 市長がこの条例の適用に関して、規則で定める公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第4条第1項、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第9条又は第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事

を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第26号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第35号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条第4項及び第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第4項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第29号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第31号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)及び別表第2の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	区分
1	平成24年12月多摩市告示第568号に定める多摩都市計画聖ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「聖ヶ丘地区地区整備計画区域」という。）
2	平成16年6月多摩市告示第328号に定める多摩都市計画唐木田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「唐木田地区地区整備計画区域」という。）
3	平成24年12月多摩市告示第571号に定める多摩都市計画連光寺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「連光寺地区地区整備計画区域」という。）
4	平成9年4月多摩市告示第198号に定める多摩都市計画桜ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「桜ヶ丘地区地区整備計画区域」という。）
5	平成11年11月多摩市告示第506号に定める多摩都市計画聖蹟桜ヶ丘駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「聖蹟桜ヶ丘駅南地区地区整備計画区域」という。）
6	平成9年2月多摩市告示第43号に定める多摩都市計画東寺方坂下耕地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「東寺方坂下耕地地区地区整備計画区域」という。）
7	平成16年6月多摩市告示第328号に定める多摩都市計画和田久保下地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「和田久保下地区地区整備計画区域」という。）
8	平成10年3月多摩市告示第74号に定める多摩都市計画諏訪六丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「諏訪六丁目地区地区整備計画区域」という。）
9	平成11年2月多摩市告示第85号に定める多摩都市計画豊ヶ丘一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「豊ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域」という。）
10	平成19年12月多摩市告示第531号に定める多摩都市計画永山五・六丁目住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「永山五・六丁目住宅地区地区整備計画区域」という。）
11	平成15年1月多摩市告示第38号に定める多摩都市計画多摩センター北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「多摩センター北地区地区整備計画区域」という。）
12	平成13年7月多摩市告示第239号に定める多摩都市計画和田上和田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「和田上和田地区地区整備計画区域」という。）
13	平成13年7月多摩市告示第240号に定める多摩都市計画連光寺本村地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「連光寺本村地区地区整備計画区域」という。）
14	平成22年2月多摩市告示第66号に定める多摩都市計画鶴牧五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「鶴牧五丁目地区地区整備計画区域」という。）
15	平成15年1月多摩市告示第37号に定める多摩都市計画山王下地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「山王下地区地区整備計画区域」という。）
16	平成16年6月多摩市告示第327号に定める多摩都市計画関戸古茂川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「関戸古茂川地区地区整備計画区域」という。）
17	平成16年8月多摩市告示第374号に定める多摩都市計画南野三丁目地区地区計画の区

	域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「南野三丁目地区地区整備計画区域」という。）
18	平成16年10月多摩市告示第472号に定める多摩都市計画鶴牧五丁目南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「鶴牧五丁目南地区地区整備計画区域」という。）
19	平成17年1月多摩市告示第30号に定める多摩都市計画貝取四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「貝取四丁目地区地区整備計画区域」という。）
20	平成17年3月多摩市告示第65号に定める多摩都市計画多摩市特別産業地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「多摩市特別産業地区地区整備計画区域」という。）
21	平成17年8月多摩市告示第337号に定める多摩都市計画豊ヶ丘四丁目住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「豊ヶ丘四丁目住宅地区地区整備計画区域」という。）
22	平成17年10月多摩市告示第433号に定める多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「多摩ニュータウン特別業務地区地区整備計画区域」という。）
23	平成18年7月多摩市告示第285号に定める多摩都市計画豊ヶ丘二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「豊ヶ丘二丁目地区地区整備計画区域」という。）
24	平成18年10月多摩市告示第420号に定める多摩都市計画豊ヶ丘一丁目北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「豊ヶ丘一丁目北地区地区整備計画区域」という。）
25	平成20年12月多摩市告示第575号に定める多摩都市計画南野二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「南野二丁目地区地区整備計画区域」という。）
26	平成18年11月多摩市告示第463号に定める多摩都市計画中沢二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「中沢二丁目地区地区整備計画区域」という。）
27	平成28年12月多摩市告示第525号に定める多摩都市計画諏訪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「諏訪地区地区整備計画区域」という。）
28	平成20年10月多摩市告示第511号に定める多摩都市計画永山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「永山地区地区整備計画区域」という。）
29	平成23年12月多摩市告示第546号に定める多摩都市計画鶴牧五丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「鶴牧五丁目東地区地区整備計画区域」という。）
30	平成29年10月多摩市告示第485号に定める多摩都市計画聖蹟桜ヶ丘北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下「聖蹟桜ヶ丘北地区地区整備計画区域」という。）

別表第2（第3条－第10条関係）

1 聖ヶ丘地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ	ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度	建築物 の高さ の最低 限度	建築物 等の形 態又は 意匠の	垣又は 柵の構 造の制 限
					距離	適用除外の 建築物等	建築物 の高さ			

				度					制限	
戸建住宅地区A	長屋及び共同住宅は、建築してはならない。	10分の7	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から隣地境界線及び歩行者専用道路、辻広場、露地の境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線（旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は1.5メートル以上とする。	住宅に附属する建築物等は、その外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は0.5メートル以上とする。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—
戸建住宅地区B	3戸以上の長屋及び共同住宅は、建築してはならない。	—	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等	住宅に附属する建築物等は、その外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—

			規定は適用しない。		を含む。)から隣地境界線及び歩行者専用道路、辻広場、露地の境界線又は道路境界線(電柱用地の場合は縁石とする。)までの距離は1メートル以上とする。	は0.5メートル以上とする。					
戸建住宅地区C	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第1号に定める住宅(長屋は除く。) (2) 集会所	10分の7	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線及び歩行者専用道路、辻広場、露地の境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線(旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石と	住宅に附属する建築物は、その外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。)までの距離は0.5メートル以上とする。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

					する。)ま での距離 は1.5メー トル以上 とする。					
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

2 唐木田地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度		建築物 の高さ の最低 限度	建築物 等の形 態又は 意匠の 制限	垣又は 柵の構 造の制 限
					距離	適用除外の 建築物等	建築物 の高さ	軒の高 さ			
駅前 商業 地区	(1) 市道6 —5号幹線 に面する建 築物で工場 及び倉庫業 を営む倉庫 を設けるも のは、建築 してはなら ない。ただ し、自家販 売のために 食品製造業 を営むパン 屋、米屋、 豆腐屋、菓 子屋その他 これらに類 するものに ついてはこ の限りでな い。 (2) ホテル 又は旅館 は、建築し てはならな い。	—	—	500平 方メー トル	建築物の 外壁又は これに代 わる柱の 面から道 路境界線 までの距 離は1メ ートル以 上とし、隣 地境界線 までの距 離は0.7メ ートル以 上とする。	鉄道事業に 供する建築 物であるこ と。	—	—	—	—	—
駅周 辺地 区	(1) 市道6 —5号幹線 に面する建 築物で工場 及び倉庫業 を営む倉庫 を設けるも のは、建築 してはなら ない。ただ し、自家販 売のために 食品製造業 を営むパン 屋、米屋、 豆腐屋、菓 子屋その他 これらに類 するものに ついてはこ の限りでな い。 (2) ホテル 又は旅館 は、建築し てはならな い。	—	—	150平 方メー トル	建築物の 外壁又は これに代 わる柱の 面から道 路境界線 までの距 離は1メ ートル以 上とし、隣 地境界線 までの距 離は0.7メ ートル以 上とする。	次の各号の いずれかに 該当する場 合 (1) 物置 その他こ れらに類	—	—	—	—	—

	<p>のは、建築してはならない。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものについてはこの限りでない。</p> <p>(2) ホテル又は旅館は、建築してはならない。</p> <p>(3) 多3・4・26号線、市道6—5号幹線、6—97号線又は6—108号線（線路沿いの部分に限る。）に面する高さ10メートルを超える建築物の1階部分には、商業・業務施設等を設置しなければならない。</p>				<p>離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。</p>	<p>する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以内であること。</p> <p>(3) 鉄道事業に供する建築物であること。</p>							
広域幹線道路沿道地区	<p>(1) ホテル又は旅館は、建築してはならない。</p>	—	—	500平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷	—	—	—	—	—	—	—	—

	<p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものは、建築してはならない。</p> <p>(3) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は建築基準法施行令第130条の3に定めるものは建築してはならない。ただし、当該地区内に建築できる用途の建築物に必要な管理上不可欠な居住用の建築物についてはこの限りでない。</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫は建築してはならない。</p>			<p>地境界線までの距離は2メートル以上とする。</p>						
<p>幹線道路沿道地区</p>	<p>(1) ホテル又は旅館は、建築してはならない。</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カ</p>	<p>—</p>	<p>150平方メートル</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 物置その他これらに類する用途</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

	<p>ラオケボックスその他これらに類するものは、建築してはならない。</p>				<p>上とする。</p>	<p>(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>					
<p>一般住宅地区</p>				<p>150平方メートル</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さ</p>					

						が2.3メートル以下であること。 (3) 鉄道事業に供する建築物であること。					
中高層住宅地区	—	—	—	150平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	—	—	—	—	—
低層戸建住宅地区	(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は3戸以上の長屋は、建築してはならない。	10分の7	10分の4ただし、建築基準法第53条第	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メ	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

		3項第2号の規定は適用しない。	一メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。					
--	--	-----------------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--

3 連光寺地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
住宅・業務地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、事務所 (2) 共同住宅 (3) 前2号の建築物に附属する建築物 (4) 集会所	—	—	1,000平方メートル	制限は計画図表示のとおり	—	—	—	—	—	—
住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築して	—	—	100平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の	—	—	—	—	—	—

	<p>はならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、長屋、診療所、神社又は保育所</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属する建築物</p> <p>(4) 市長が公益上必要な建築物等で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの</p>				面から敷地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。						
沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、長屋、店舗、事務所、診療所、神社又は病院</p> <p>(2) 工場のうち建築基準法施行令第130条の6で定める</p>	—	—	100平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	—	—	—	—	—	—

	<p>宅（3住戸以上のものは除く。）</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの（食堂、喫茶店の用途を兼ねるもの及び3戸建て以上のものは除く。）</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 神社、寺院又は教会</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(8) 市長が公益上必要と認める建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属する建築物</p>				<p>車庫及び自転車置場で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>						
住宅地区B	次の各号に掲げる建築物以外の建築物	—	—	165平方メートル	建築物の外壁又はこれに代	(1) 外壁又はこれに代わる	—	—	—	—	—

<p>は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅 (3戸建て以上の長屋は除く。)</p> <p>(2) 共同住宅(3住戸以上のものは除く。)</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定め</p>			<p>わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。</p>	<p>柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(3) 自動車車庫及び自転車置場で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>					
--	--	--	--------------------------------------	---	--	--	--	--	--

る公益上必要な建築物 (6) 市長が公益上必要と認める建築物 (7) 前各号の建築物に附属する建築物										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 聖蹟桜ヶ丘駅南地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものは除く。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊性風俗特殊営業の用に供するもの (2) 工場 (建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。)	—	—	200平方メートル	外壁等は計画図に定められた壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	歩行者専用道路（階段を含む）	—	—	9メートル	—	—

(3) 倉庫 (前2号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。)										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 東寺方坂下耕地地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
複合住宅地区	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 床面積が500平方メートルを超える店舗等 (2) 床面積が500平方メートルを超える事務所等 (3) 寄宿舎 (4) 下宿	—	—	132平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から15メートル	—	—	—	—
一般住宅	次の各号に掲げる建築物	—	—	132平方メートル	建築物の外壁又は	次の各号のいずれかに	地盤面から10	—	—	—	—

地区	は、建築してはならない。 (1) 床面積が150平方メートルを超える店舗等 (2) 床面積が150平方メートルを超える事務所等 (3) 寄宿舎 (4) 下宿			トル	これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。	該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	メートル				
----	--	--	--	----	-----------------------------------	--	------	--	--	--	--

7 和田久保下地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 距離		建築物の高さの最高限度 建築物の高さ 軒の高さ		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
住宅・産業・業務共存地区	ホテル又は旅館は、建築してはならない。	—	—	200平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除		—	—	—	—

				また、産業業務施設及び共同住宅を建築する場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。 (3) 危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に定めるへい又は壁を設置するとき。					
幹線道路沿道地区	(1) ホテル又は旅館は、建築してはならない。 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。	—	—	200平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。また、産業業務施設及び共同住宅を建築する場合は、建築物の外壁	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、				

				又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。 (3) 危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に定めるへい又は壁を設置するとき。					
住宅地区A	寄宿舎又は下宿は、建築してはならない。	—	—	150平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動	—	—	—	—

						車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。				
住宅地区B	寄宿舍又は下宿は、建築してはならない。	—	—	132平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から10メートル	—	—	—

8 諏訪六丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
資源化センター地	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	—	—	500平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の	危険物の規制に関する政令第17条第1項第13	—	—	—	—	—

区	<p>い。</p> <p>(1) 資源化センター</p> <p>(2) 前号の建築物に附属する建築物</p>				<p>面から道路境界線までの距離は3メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。</p>	<p>号に定めるへい又は壁を設置するとき。</p>				
幹線道路沿道地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、工場、事業所に併設する単身者のための従業員寄宿舎は除く。</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(と)項に定める規定(原動機を使用する工場で作業場の床面積に関する規</p>	—	—	500平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。</p>	<p>危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に定めるへい又は壁を設置するとき。</p>	—	—	—	—

	定は適用しない。)に該当するもの。ただし、印刷業、クリーニング業及び自動車修理業を営む工場並びに公設の給食センターは除く。									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

9 豊ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	共同住宅、寄宿舎、下宿又は3戸以上の長屋は、建築してはならない。	—	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は、適用しない。	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓・柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

10 永山五・六丁目住宅地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
戸建住宅地区A	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(イ)項第3号に定める寄宿舎又は下宿 (2) 建築基準法別表第2(イ)項第3号に定める共同住宅又は長屋のうち3戸以上の住戸を有するもの	—	10分の4	150平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から敷地境界線及び歩行者専用道路までの距離は1メートル以上とし、道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫又は自転車置場で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—
戸建住宅地区B	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号に定める専用住宅	—	10分の4	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	道路及び歩行者専用道路に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣

	<p>(2) 建築基準法別表第2(イ)項第2号に定める兼用住宅で同項第8号又は建築基準法施行令第130条の3第1号、第6号若しくは第7号に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(イ)項第3号に定める共同住宅又は長屋のうち、2戸以内の住戸を有するもの</p>		規定は適用しない。		を含む。)から敷地境界線及び歩行者専用道路までの距離は1メートル以上とし、道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。					又は高さ1.5メートル以下の透視可能なフェンス等とする。
戸建住宅地区C	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(住宅の数が3以上の長屋を除く。)	10分の8	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メー	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	道路及び歩行者専用道路に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣又は高

			は適用しない。		から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	トル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。					さ1.5メートル以下の透視可能なフェンス等とする。
	(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの										
戸建住宅地区D	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く。）	10分の8	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

	(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの					(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。					
戸建住宅地区E	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く。） (2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの	10分の8	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は自動車車庫等	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

11 多摩センター北地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
計画	建築物の用途	容積	建蔽	建築物	壁面の位置の制限	建築物の高さ	建築物	建築物	垣又は

地区 の区 分	の制限	率	率	の敷地 面積の 最低限 度	の最高限度		の高さ の最低 限度	等の形 態又は 意匠の 制限	柵の構 造の制 限	
					距離	適用除外の 建築物等				建築物 の高さ
計画 地区 全域	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅又は下宿（当該地区内に建築できる用途の建築物に必要な管理上不可欠な居住用の建築物は除く。） (2) 寄宿舎（事業所、研修施設等に併設するものは除く。） (3) 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅 (4) 共同住宅で、2階以下の部分を住戸又は住室に供するもの (5) 自動車教習所 (6) 自動車修理工場 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類	—	—	3,000 平方メ ートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5メートル以上とする。	—	—	—	—	道路に面する場所に設ける垣、柵の構造は、生け垣を除いて透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で、地盤面からの高さが60センチメートル以下のもの及び門柱にあつてはこの限りでない。

<p>するもの</p> <p>(8) カラオケボックス その他これらに類するもの</p> <p>(9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号、第5号及び第6号の規定に該当する営業に係るもの</p> <p>(11) 畜舎</p>									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12 和田上和田地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅	—	—	132平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。また、3戸以上の長屋及び共	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒	地盤面から15メートル	—	—	—	—

<p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</p> <p>(3) 幼稚園、保育所又は診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に定めるもの (建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号を除く。)</p> <p>(6) 前各号</p>		<p>同住宅を建築する場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線までの距離は0.7メートル以上とする。</p>	<p>の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>					
--	--	---	---	--	--	--	--	--

	の建築物に 附属する建 築物									
--	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13 連光寺本村地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度		建築物 の高さ の最低 限度	建築物 等の形 態又は 意匠の 制限	垣又は 柵の構 造の制 限
					距離	適用除外の 建築物等	建築物 の高さ	軒の高 さ			
計画 地区 全域	次の各号に掲 げる建築物 は、建築して はならない。 (1) 寄宿舍 又は下宿 (病院等に 併設するも のは除く。) (2) 学校 (病院等に 併設する高 等専門学 校、専修学 校その他こ れらに類す るものは除 く。) (3) 公衆浴 場 (4) 建築基 準法別表第 2 (ろ) 項	—	—	100平 方メー トル	建築物の 外壁又は これに代 わる柱の 面から隣 地境界線 までの距 離は0.5メ ートル以 上とし、道 路境界線 までの距 離は0.7メ ートル以 上とする。	次の各号の いずれかに 該当する場 合 (1) 物置 その他こ れらに類 する用途 (自動車 車庫を除 く。)に 供し、軒 の高さが 2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が5 平方メー トル以内 であるこ と。 (2) 自動 車車庫で 軒の高さ が2.3メ ートル以 下である こと。	—	—	—	—	—

	る共同住宅のうち、2戸以内の住戸を有するもの (3) 集会所				メートル以上とする。	から敷地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線までの距離は要しないものとする。					路の縁石の上端から0.6メートル以下とし、2段目以上の擁壁等を設置する場合は、植栽部分を確保して後退させるものとする。また、敷地に附属する擁壁からのはね出し及び道路に面する側の積み増しはしてはならない。
沿道地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号に定める住宅(住宅	—	10分の6。ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は、適用しない。	200平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線までの距離は1メー	次の各号に該当する場合は、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メー	地盤面から10メートル	地盤面から9メートル	—	—	(1) 道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等とする。 (2) 道路に面して擁壁等を設置する場合は、その高さ

	<p>の数が3以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 建築基準法別表第2 (い) 項第3号に定める共同住宅のうち、2戸以内の住戸を有するもの</p>				<p>トル以上とし、道路境界線(電柱用地の場合は縁石とする。)までの距離は1.5メートル以上とする。</p>	<p>トル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び計画図に示す歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。</p>					<p>は前面道路の縁石の上端から0.6メートル以下とし、2段目以上の擁壁等を設置する場合は、植栽部分を確保して後退させるものとする。また、敷地に附属する擁壁からのはね出し及び道路に面する側の積み増しはしてはならない。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

15 山王下地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区 の区分	建築物の用途 の制限	容積率	建蔽 率	建築 物の 敷地 面積 の最 低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高 さの最高限 度		建築 物の 高さ の最 低限 度	建築 物等 の形 態又 は意 匠の 制限	垣又は柵の 構造の制限
					距離	適用除外 の建築物 等	建築 物の 高さ	軒の 高さ			
複合地区	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅及び下宿（当該地区内に建築できる用途の建築物に必要な管理上不可欠な居住用の建築物は除く。） (2) 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 自動車教習所 (4) 自動車修理工場 (5) パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの (6) 危険物の貯蔵又は処理を主たる業務とするもの（ガソリンスタ	—	—	2,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（歩行者専用道路を除く。）境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線及び歩行者専用道路までの距離は1メートル以上とする。	—	—	—	—	—	道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で、地盤面からの高さが60センチメートル以下のもの及び門柱にあつてはこの限りではない。

	<p>ンドを除く。)</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号、第5号及び第6号の規定に該当する営業に係るもの</p> <p>(8) 畜舎</p>									
幹線道路沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅及び下宿（当該地区内に建築できる用途の建築物に必要な管理上不可欠な居住用の建築物は除く。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 自動車修理工場</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所 その他これらに類するもの</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は</p>	—	2,000	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路（歩行者専用道路を除く。）境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線及び歩行者専用道路までの距離は1メートル以上とする。	—	—	—	—	—	道路に面する垣、柵の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で、地盤面からの高さが60センチメートル以下のもの及び門柱にあつてはこの限りではない。

処理を主たる業務とするもの（ガソリンスタンドを除く。） (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号、第5号及び第6号の規定に該当する営業に係るもの (8) 倉庫業を営む倉庫 (9) 畜舎																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

16 関戸古茂川地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
商業地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) ホテル又は旅館	—	—	200平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線（都道川崎街道及び12メートル幅員街路の道路境界線は除く。）又は隣地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 告示日以前に200平方メートル未満の敷地 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるこ	—	—	—	—	—

	<p>(3) 勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理を主たる業務とするもの（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項又は第7項の規定に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 斎場、納骨堂その他これらに類するもの</p>					<p>と。</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途（自動車車庫等を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p> <p>(5) 危険物の規制に関する政令第17条第1項第12号に定めるへい又は壁を設置するとき。</p>						
住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	—	—	100平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界	次の各号のいずれかに該当する場合	—	—	—	—	—	—

<p>(1) 寄宿舍 又は下宿</p> <p>(2) ホテル 又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス</p> <p>(5) 危険物の貯蔵又は処理を主たる業務とするもの（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>(6) 風俗営業</p>		<p>線（12メートル幅員街路の道路境界線は除く。）又は隣地境界線までの距離は0.7メートル以上とする。</p>	<p>(1) 告示日以前に100平方メートル未満の敷地</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途（自動車車庫等を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p> <p>(5) 危険物の規制に関する政令第17条第1項第12号に定めるへい又は壁を設置するとき。</p>			
---	--	--	---	--	--	--

	等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項又は第7項の規定に該当する営業に係るもの (7) 畜舎 (8) 斎場、納骨堂その他これらに類するもの									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

17 南野三丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。)	—	—	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線（旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は1.5メートル以上と	次の各号に該当する場合、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から	地盤面から10メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

	(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの			する。	道路境界線、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。					
	(3) 集会所				(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。					
沿道地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。)	—	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は1メートル以上とし、道	次の各号に該当する場合は、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面	地盤面から10メートル	—	—	—	—

	<p>(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行</p>			<p>路境界線（旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は1.5メートル以上とする。</p>	<p>積の合計が5平方メートル以内であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>(2) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。</p>					
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

	令第130条 の3に定め るもの												
--	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

18 鶴牧五丁目南地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度		建築 物の 高さ の最 低限 度	建築 物等 の形 態又 は意 匠の 制限	垣又 は柵 の構 造の 制限
					距離	適用除外の建 築物等	建築物 の高さ	軒の高 さ			
住宅 地区 A	次に掲げる建 築物以外の建 築物は、建築 してはならな い。 (1) 居住専 用の住宅 (住宅の数 が3以上の 長屋を除 く。) (2) 2戸以 内の共同住	—	10分 の4 た だ し、建 築基 準法 第53 条第 3項 第2 号の 規定 は適 用し ない。	190平 方メ ートル	建築物の外壁 又はこれに代 わる柱の面 (出窓、柱の ある玄関ポー チ及び独立柱 のある2階ベ ランダ等を含 む。)から隣 地境界線及び 自転車歩行者 専用道路境界 線までの距離 は1メートル 以上とし、道 路境界線(旧 ダストボック ス置場及び電 柱用地の場合 は縁石とす る。)までの 距離は1.5メ ートル以上と する。	次の各号に該 当する場合 は、当該各号 によるものと する。 (1) 物置そ の他これに 類する用途 (自動車車 庫を除く。) に供し、軒 の高さが 2.3メート ル以下で、 かつ、床面 積の合計が 5平方メー トル以内で あるものに ついては、 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界 線、隣地境 界線及び自 転車歩行者 専用道路境 界線までの 距離は、0.5 メートル以 上とする。 (2) 自動車 車庫で軒の	地盤面 から10 メート ル た だ し、盛 土をす る場合 におい ては、 告示日 におけ る地盤 面から の高さ とす る。	地盤面 から 6.5メ ートル た だ し、盛 土をす る場合 におい ては、 告示日 におけ る地盤 面から の高さ とす る。	—	—	—

	宅で住戸を有するもの					高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。					
住宅地区B	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 居住専用の住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。)	10分の6	190平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線(旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合には縁石とする。)までの距離は1.5メートル以上とする。	次の各号に該当する場合は、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、隣地境界線及び自転車歩行者	地盤面から10メートル	地盤面から9メートル				

	(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの				専用道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。					
					(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。					

19 貝取四丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。)	10分の8	10分の4 ただし、建築基準法第53条第3項第2号の	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線、自転車歩行者専	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒	地盤面から10メートル	地盤面から7メートル	—	—	—

		規定は適用しない。	用道路境界線及び道路境界線（電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は、1メートル以上とする。	の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。					
(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの				(2) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。					
(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの									

20 多摩市特別産業地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度	建築物の高さ	建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
特別産業地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 店舗又は飲食店 (3) 多摩市特別産業地区建築条例	—	—	2,000平方メートル	建築物（地階を含む。）の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	—	地盤面から20メートル なお、地盤面は告示日における地盤面とする。	—	—	—	—

	で認めるもの									
生活サービス地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 建築基準法施行令第130条の5の2又は第130条の5の3第2号若しくは第3号に掲げるもの (3) 建築基準法別表第2(イ)項第8号に掲げるもの	—	—	1,000平方メートル	建築物(地階を含む。)の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	—	地盤面から20メートル	—	—	—
							なお、地盤面は告示日における地盤面とする。			

21 豊ヶ丘四丁目住宅地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。)	10分の8	10分の4	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線、自転車歩行者専用道路境界線及び道路境界線(電柱用地の場合は縁石	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面	地盤面から10メートル	地盤面から7メートル	—	—	—

	<p>(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</p>				<p>とする。)までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>					
--	---	--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

22 多摩ニュータウン特別業務地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ		建築物の高さ	軒の高さ				
計画地区全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(イ)項各号に定めるもの。ただし、保育所、診療所、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものは除く。	—	—	500平方メートル	建築物(地階を含む。)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画の計画図に示す距離以上とし、隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	—	多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画の計画図に示す敷地については、地盤面から20メートルとする。	—	—	—	

(2) ホテル 又は旅館												
(3) マージ ャン屋、ぱ ちんこ屋、 射的場、勝 馬投票券発 売所、場外 車券売場そ の他これら に類するも の												
(4) 大学、 高等専門学 校、専修学 校その他こ れらに類す るもの												
(5) 病院												
(6) 畜舎												

23 豊ヶ丘二丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度		建築 物の 高さ の最 低限 度	建築 物等 の形 態又 は意 匠の 制限	垣又 は柵 の構 造の 制限
					距離	適用除外の建 築物等	建築物 の高さ	軒の高 さ			
計画 地区 全域	次に掲げる建 築物以外の建 築物は、建築 してはならな い。 (1) 住宅 (住宅の数 が3以上の 長屋を除 く。) (2) 2戸以 内の共同住 宅で住戸を 有するもの (3) 住宅で 事務所、店 舗その他こ	10分 の8	10分 の4 ただし、建 築基 準法 第53 条第 3項 第2 号の 規定 は適 用し ない。	170平 方メー トル	建築物の外壁 又はこれに代 わる柱の面 (出窓、柱の ある玄関ポー チ及び独立柱 のある2階ベ ランダ等を含 む。) から敷 地境界線まで の距離は、1 メートル以上 とする。	次の各号のい ずれかに該当 する場合 (1) 物置そ の他これに 類する用途 (自動車車 庫を除く。) に供し、軒 の高さが 2.3メート ル以下で、 かつ、床面 積の合計が 5平方メー トル以内で あること。	地盤面 から10 メート ル	地盤面 から7 メート ル	—	—	—

	れらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの				(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。					
--	--	--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

24 豊ヶ丘一丁目北地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
計画地区全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (住宅の数が3以上の長屋を除く。) (2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの	10分の7	10分の4ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	190平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合は、道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から9メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	道路に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣又は生け垣にネットフェンス、鉄柵等透視可能な柵を併用したものとし、地盤面か

										らの高さを1.5メートル以下とする。また、門における柱及び塀については、道路に面する場所の長さの合計を1.5メートル以下とし、地盤面からの高さを1.5メートル以下とする。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

25 南野二丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			

										制限	
学園 地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 学校 (大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校) (2) 前号の建築物に附属する建築物	10分の15	—	1,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、5メートル以上とする。ただし、都市計画道路多摩3・1・6号線に面する部分は10メートル以上とする。	—	地盤面から20メートル	—	—	—	—
住宅 地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅又は共同住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの (3) 工場で建築基準法施行令第130条の6に定めるもの (4) 事務所 (5) 建築基準法別表第2(は)項第5号に定めるもの	—	—	120平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画南野二丁目地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫等を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であること。	地盤面から15メートル	—	—	—	—

(6) 建築物 附属車庫 (7) 前各号 の建築物に 附属する建 築物										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

26 中沢二丁目地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画 地区 の区 分	建築物の用途 の制限	容積 率	建蔽 率	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		建築物の高さ の最高限度		建築 物の高 さの最 低限 度	建築 物等 の形 態又 は意 匠の 制限	垣又 は柵 の構 造の 制限
					距離	適用除外の建 築物等	建築物 の高さ	軒の高 さ			
戸建 住宅 地区	次に掲げる建 築物以外の建 築物は、建築 してはならな い。 (1) 住宅 (住宅の数 が3以上の 長屋を除 く。) (2) 2戸以 内の共同住 宅で住戸を 有するもの (3) 住宅で 事務所、店 舗その他こ れらに類す る用途を兼 ねるもの のうち、建築 基準法施行 令第130条 の3に定め るもの	10分 の8	10分 の4 ただし、建 築基 準法 第53 条第 3項 第2 号の 規定 は適 用し ない。	170平 方メー トル	建築物の外壁 又はこれに代 わる柱の面 (出窓、柱の ある玄関ポー チ及び独立柱 のある2階ベ ランダ等を含 む。)から敷 地境界線まで の距離は、1 メートル以上 とする。	次の各号のい ずれかに該当 する場合 (1) 物置そ の他これに 類する用途 (自動車車 庫を除く。) に供し、軒 の高さが 2.3メート ル以下で、 かつ、床面 積の合計が 5平方メー トル以内で あること。 (2) 自動車 車庫で軒の 高さが2.3 メートル以 下であるこ と。	地盤面 から10 メート ル	地盤面 から7 メート ル	—	—	—
集合 住宅 地区	次に掲げる建 築物以外の建 築物は、建築 してはならな い。 (1) 共同住	10分 の15	—	—	1 建築物 (地階を含 む。)の外 壁又はこれ に代わる柱 の面から戸	距離欄第2項 について次の 各号のいずれ かに該当する 場合 (1) 自動車	地盤面 から30 メート ル	—	—	—	—

	宅 (2) 前号の建築物に附属する建築物			建住宅地区境界線、鉄道境及び隣地境界線までの距離は、5メートル以上とする。 2 建築物（地階を含む。）の外壁又はこれに代わる柱の面から多摩都市計画 中沢二丁目地区地区計画の計画図に示す道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。	車庫で、壁面後退線に突出する面の当該壁面後退線への水平投影長さの合計が20メートル以内のもの (2) ゴミ集積所 (3) 電気室				
--	-------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--

27 諏訪地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ	
					壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さ	軒の高さ				
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ	建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限	
住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分の15	—	1,000平方メートルただし、次の各号のいずれかに該当する場合（当該各号の建築物に附属し、事務所、店舗その他これらに類	1	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に示	距離欄第1項について建築物の敷地面積の最低限度欄ただし書に該当する場合は、敷地境界線までの距離は、1	地盤面から35メートルただし、建築物の高さの最高限度の1.5倍を超えない範囲で、建築基準法施行令第136条第1項に定める敷地内空地（建築	—	—	—	—

				<p>する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるものを含む。)は、170平方メートル以上とする。</p> <p>(1) 住宅(住宅の数が3以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの</p>	<p>す距離以上とする。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>以上(自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下の場合を除く。)とする。</p>	<p>物又はこれに準じる工作物に覆われていない敷地)及び同条第3項の表(ろ)欄に掲げる敷地規模を有する敷地に建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると市長が認めたものについては、この限りでない。</p>				
生活関連地区A	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分の15	—	800平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。ただし、多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境</p>	—	<p>地盤面から35メートルただし、建築物の高さの最高限度の1.5倍を超えない範囲で、建築基準法施行令第136条第1項に定める敷地内空地(建築物又はこれに準じる工作物に覆われていない敷地)及び同条第3項</p>	—	—	—	—

					界線までの距離は、1メートル以上とする。		の表(ろ)欄に掲げる敷地規模を有する敷地に建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると市長が認めたものについては、この限りでない。				
生活 関連 地区 B	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分 の15	—	170平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。)から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下の場合	地盤面から15メートル	—	—	—	—
公共 公益 施設 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分 の15	—	3,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。ただし、多摩都市計画諏訪地区地区計画の計画図に表	—	地盤面から35メートル	—	—	—	—

				示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。					
--	--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

28 永山地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分の15	—	1,000平方メートルただし、次の各号のいずれかに該当する場合(当該各号の建築物に附属し、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるものを含む。)は、170平方メートル以上とする。 (1) 住宅(住宅の数が3以上の長屋	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示	距離欄第1項について建築物の敷地面積の最低限度欄ただし書に該当する場合は、敷地境界線までの距離は、1メートル以上(自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下の場合を除く。)とする。	地盤面から35メートルただし、建築物の高さの最高限度の1.5倍を超えない範囲で、建築基準法施行令第136条第1項に定める敷地内空地(建築物又はこれに準じる工作物に覆われていない敷地)及び同条第3項の表(ろ)欄に掲げる敷地規模を有する敷地に建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると市長が認めたものについて	—	—	—	—

				を除く。) (2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの	メートル以上とする。		は、この限りでない。				
生活 関連 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分 の15	—	1,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。 ただし、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	—	地盤面から35メートルただし、建築物の高さの最高限度の1.5倍を超えない範囲で、建築基準法施行令第136条第1項に定める敷地内空地（建築物又はこれに準じる工作物に覆われていない敷地）及び同条第3項の表（ろ）欄に掲げる敷地規模を有する敷地に建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると市長が認めたものについては、この限りでない。	—	—	—	—
公共 公益 施設 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	10分 の15	—	3,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道	—	地盤面から35メートル	—	—	—	—

A	(1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場				路境界線までの距離は、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。ただし、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。						
公共 公益 施設 地区 B	次に掲げる建築物は、 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	10分の15	—	3,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。ただし、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	—	地盤面から35メートル	—	—	—	—
公共 公益	次に掲げる建築物は、	10分の15	—	3,000平方メートル	建築物の外壁又はこれ	—	地盤面から35メートル	—	—	—	—

施設地区C	建築してはならない。 (1) 住宅 又は共同住宅 (2) 下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場				に代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に示す距離以上とする。ただし、多摩都市計画永山地区地区計画の計画図に表示のない部分の敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。						
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

29 鶴牧五丁目東地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
住宅地区A	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く。） (2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有	—	10分の4 ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	190平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距	次の各号に該当する場合は、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に	地盤面から10メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

	<p>するもの (3) 巡査 派出所、 公衆電話 所その他 これらに 類する建 築基準法 施行令第 130条の 4で定め る公益上 必要な建 築物 (4) 集会 所</p>				<p>離は1メー トル以上と し、道路境 界線（旧ダ ストボック ス置場及び 電柱用地の 場合は縁石 とする。） までの距離 は1.5メー トル以上と する。</p>	<p>供し、軒 の高さが2.3メ ートル以 下で、かつ、床 面積の 合計が 5平方 メートル 以内 である もの につ いて は、外 壁 又は これ に代 わる 柱の 面か ら道 路境 界線、 隣地 境界 線及 び自 転車 歩行 者専 用道 路ま での 距離 は0.5 メー トル 以上 とす る。 (2) 自 動車 車庫 で軒 の高 さが 2.3 メー トル 以下 ある もの につ いて は、 外壁 又は これ に代 わる 柱の 面か ら</p>					
--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

						道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は要しないものとする。					
住宅地区B	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く。） (2) 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上	—	10分の6ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。	190平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から隣地境界線及び自転車歩行者専用道路境界線までの距離は1メートル以上とし、道路境界線（旧ダストボックス置場及び電柱用地の場合は縁石とする。）までの距離は1.5メートル以上と	次の各号に該当する場合は、当該各号によるものとする。 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である	地盤面から10メートル	地盤面から6.5メートル	—	—	—

	必要な建築物 (4) 集会所				する。	<p>ものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、隣地境界線及び自転車歩行者専用道路までの距離は0.5メートル以上とする。</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるものについては、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、隣地境界線及び自転車歩行者専用道</p>					
--	-------------------	--	--	--	-----	---	--	--	--	--	--

						路境界線までの距離は要しないものとする。					
--	--	--	--	--	--	----------------------	--	--	--	--	--

30 聖蹟桜ヶ丘北地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ		ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率	建蔽率	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
					距離	適用除外の建築物等	建築物の高さ	軒の高さ			
複合地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 2階以下の部分を専用の住戸に供するもの (2) 建築基準法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎、動物病院及び	—	—	2,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 歩行者専用通路等の柱、基礎等 (2) 歩行者専用通路等に付随する階段、エスカレーター、エレベーター、歩行者デッキ等 (3) 歩行者デッキ上及び地上部に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさしの部	—	—	—	—	—

	<p>ペットショップその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 斎場、納骨堂その他これらに類するもの</p> <p>(6) 歩行者専用通路を含む敷地かつ歩行者専用通路に面する部分を専用の住戸に供するもの</p>					<p>分、落下防止柵等</p> <p>(4) 建築物の出入口の上部に設置するひさしの部分壁面</p>					
住宅地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 斎場、納骨堂その他これらに類するもの</p> <p>(2) 危険物の</p>	—	—	100平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の</p>	—	—	—	—	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で、地盤面からの高さが0.6メートル以下のもの及び門</p>

	貯蔵又は処理を主たる業務とするもの					合計が5平方メートル以内であること。 (2) 自動車車庫及び自転車駐輪場で軒の高さが2.3メートル以下であること。					柱にあっては、この限りでない。
--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------